障害児への地域支援の充実について

障害児への支援については、一貫した相談支援、専門的療育、障害児を受け入れている施設への援助・助言等を切れ目なく行う重層的な地域支援体制の構築が求められている。

区は、平成33年度に開設を予定している(仮称)総合子どもセンターを中核とし、区立障害児通所支援施設の専門的支援とすこやか福祉センターの総合相談支援の機能を活かし、重層的な地域支援体制を構築する考えである。

この考えに基づき、それぞれの機関の役割に応じて、平成30年度は以下の新規・拡充事業に取り組むこととする。

1 地域施設の専門性確保、サービスの充実

地域の施設に対し、スーパーバイズを実施し、対応力強化のための助言等を行う。支援の質の向上のための専門研修等の実施や関係機関連携調整等を行い、地域における支援体制の充実を図る。

(1) 地域施設への専門的スーパーバイズ【新規】

① 目的

障害や発達に課題のある子どもに関わる地域の支援者等へ専門 的スーパーバイザーが巡回支援等により支援を行うことで、障害や発達に 課題のある子どもやその家族に対する地域における支援の質の向上を図る。

② 対象

すこやか福祉センター、障害児相談支援事業所、障害児通所支援事業所

③ 実施内容

ア すこやか福祉センターへの専門的な助言等 巡回支援等により、専門的な立場で助言等を行う。また、課題抽出や解 決方法等についての専門的助言等を行う。

- イ 障害児通所支援事業所や障害児相談支援事業所への専門的な助言等 区内の障害児通所支援事業所や障害児相談支援事業所に対し、 専門的な立場で助言、情報提供等を行う。
- ④ 巡回頻度月6~8日程度
- ⑤ 実施方法

臨床心理士、発達臨床心理士等の資格を有し、子どもの発達支援について専門的な技術及び豊富な実務経験を有する者を配置することにより実施する。

⑥ 実施予定平成30年6月から

(2) 子どもの発達支援に係る専門研修【新規】

① 目的

子どもの発達支援に特化した専門研修を年間を通じて実施する

平成 30 年(2018 年) 4 月 13 日 教 育 委 員 会 資 料 子 ど も 特 別 支 援 担 当

ことにより、区内の障害や発達に課題のある子どもに関わる地域の支援者に係る質の向上を図る。

② 対象

すこやか福祉センター、障害児相談支援事業所、障害児通所支援事業所

③ 実施内容 子どもの障害や発達に特化した専門研修

④ 実施頻度 年6回程度

⑤ 実施方法

障害児に係る研修実績等のある社会福祉法人等へ委託する。

(3) 保育所等への巡回訪問指導の拡充【拡充】

① 目的

保育所等への巡回訪問指導の対象児数や保育所及び幼稚園等の 設置数の増加に対し、支援が必要な子ども全てが集団生活に適応し地域で 育つことができるよう、必要頻度の確保や訪問回数の充実を図る。

② 対象

発達の課題又は障害がある乳幼児が在籍する保育所及び幼稚園等

③ 実施方法

療育センターアポロ園及び療育センターゆめなりあの心理職等 専門職員の体制の拡充をして行う。

④ 実施頻度1 園につき月1回程度

⑤ 実施予定平成30年4月から

(4) 重症心身障害児施設における医療的ケア児支援のための取組み【新規】

目的

医療的ケアが必要な子どもが多く通所する重症心身障害児通所 支援施設に対し、運営に要する費用の一部を補助することにより、安心・ 安全な医療的ケア児への支援体制の確保を図る。

② 対象

主として重症心身障害児を対象とする区内の民間障害児通所支援施設

③ 補助対象経費

医療的ケアの充実に係る職員(看護職員等)を法令等の基準以上に配置した場合に常勤換算1名分相当額を限度とし補助を行う。 但し、平成30年度障害福祉等サービス報酬改定の内容に応じ、 補助対象経費を定める。

④ 実施予定平成30年4月から

2 すこやか福祉センターにおける発達支援の取組み

発達支援が必要な子どもの増加やニーズが多様化・複雑化しているため、早い 段階からの子どもと保護者に対する地域での支援を通して、保護者の対応力の向 上や子どもの成長発達につながる取組みの充実を図る。

また、常勤心理職を新たに配置し、こうした取組みを専門性をもって推進する 体制もあわせて整備する。

(1) 親の学びの場支援プログラム【新規】

① 目的

発達や育てにくさなど課題がある乳幼児を持つ保護者が、遊びを通じて子どもとのかかわり方について、運動の専門家の指導をうけながら学ぶ講座。

② 参加対象者

主として委託医療機関で1歳6か月児健診を受診した児のうち、医師が 発達や子育てについて課題があると判断し、本プログラムを勧めた親子

実施内容

遊具など媒体を利用し、運動指導員等が安全に配慮しながら運動遊びを 取り入れた親子プログラムを実施。

④ 実施頻度及び会場

各すこやか福祉センター毎に年6回、隔月で開催する。 会場は、中部・南部地域スポーツ・コミュニティープラザ及び、鷺宮体 育館等を予定する。

⑤ 実施方法

実績のある事業者への委託による実施

(2) 発達グループ保護者支援【拡充】

目的

発達や育てにくさなど課題のある子ども、及び子どもの発達に不安を抱える保護者に対して、ふれあい遊びや運動あそびなど親子でかかわる場を提供し、保護者が子育てに前向きに向かえるように支援を行う。また活動を通し、子どもの状況や保護者のニーズを確認しながら、その後の必要な支援に適切につなげていく。

② 参加対象者

主として乳幼児健康診査によるスクリーニングや保護者からの相談により、発達や育てにくさなど課題のある子どもとその保護者。

③ 実施内容

集団活動としてプログラムによる親子遊びを展開し、終了後保護者面談等により、保護者の不安、意思に配慮しながら概ね6か月で次のステップへ誘導する。

- ④ 実施頻度及び会場 各すこやか福祉センターを会場として、月2回ずつ開催する。
- ⑤ 実施方法 すこやか福祉センター職員等により実施

(3) 保護者支援プログラム【新規】

① 目的

発達や育てにくさなど課題のある子ども、及び子どもの発達に不安を抱える保護者が、子どもへの接し方のコツ等について学ぶとともに、保護者が子育てに自信や楽しみを持てるように支援する。

② 参加対象者

発達や育てにくさなど課題のある子ども、及び子どもの発達に不安を抱える保護者

③ 実施内容

保護者支援の専門家から講話を中心に学ぶ

- ④ 実施頻度 年4回 会場未定
- ⑤ 実施方法 実績のある大学等への委託による実施